

VI 強靱化のための取組

1. 国土強靱化に向けた方向性

施策プログラムは、本県の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の施策の方向性に留意して設定する。

① 持続可能で強靱な県土づくりによるSDGs達成の推進

国土強靱化は、地方創生の取組と連携し、相乗効果を発揮しながら推進していく必要がある。

鳥取県令和新時代創生戦略（令和2年3月策定）※では、SDGsの理念を盛り込み「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現を目指す姿」としており、国土強靱化計画の目標である「持続可能で強靱な県土づくり」を進めることがSDGsの推進に繋がることから、SDGsゴールの達成に向けて取組を推進していく必要がある。

<関連するSDGsゴール>

- ・SDGs ゴール 11：「住み続けられるまちづくりを」都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- ・SDGs ゴール 13：「気候変動に具体的な対策を」気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

② 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応

本県では、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために総力を挙げて取り組んでいるところであるが、このような中で大規模自然災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる可能性がある。このため、避難所の確保、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、市町村の取組を推進するとともに、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について県民へ周知、啓発する必要がある。

③ 日本海国土軸の形成と太平洋側との諸機能バックアップ

東日本大震災では、太平洋側のネットワークに甚大な被害が発生し、さらに東北・関東間を結ぶネットワークに交通制限、機能不全が生じた。このため、その際被災のなかった日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に当たって全面的に活用された。このことから、国土全体の安全を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、両面を活用することの重要性が再認識された。また、今後の南海トラフ地震を想定した太平洋側のリダンダンシーの確保の観点からも日本海国土軸（高速道路ネットワーク）の形成は必要不可欠である。

※ 令和6年3月に第3期計画として「輝く鳥取創造総合戦略」を策定

日本海側の地域は古くから大陸との交流の玄関口であり、東アジア諸国やロシアの経済活動の活発化を背景に日本海側の貿易が拡大しており、経済面及び防災面において、日本海側を活用していくことの重要性が高まっている。このことから、山陰道、山陰近畿自動車道、境港や鳥取港から高速道路網へのアクセス改善等、交通物流のミッシングリンクの解消を図るとともに、高速道路の付加車線や4車線化による機能強化を含めて、日本海側における国土軸を形成し、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保することが必要である。また、分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化について、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討するとともに、境港の機能再編及び強化を図ることが必要である。

④ ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による地域づくり（耐震化対策や老朽化対策の推進を含む）

災害に強い県土づくりを進めていくため、災害リスクの評価と共有を行い、これを踏まえたハード・ソフトの組み合わせによる防災・減災対策の重点化を図る。

災害リスクの評価に当たっては、気候変動に伴う外力の増大等も踏まえ、リスクを的確に評価し分かり易い情報の共有を行う。

さらに、災害に強い県土づくりを進めるうえで、高度経済成長期に設置された既存インフラのストック効果の継続的な発現を図るため、耐震化による機能強化と、効率的・効果的な予防保全による老朽化対策を行う。この対策に当たっては、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、更新等を行うほか、今後の社会的情勢の変化によっては、機能連携、用途変更、統廃合等を検討する。その際には、人が住み続けるうえで道路等のインフラは必要であり、県土の適切な管理のためには最低限のインフラは必要であるということ踏まえ、インフラ整備をフロー効果のみではなく、本来の機能であるストック効果で評価していく。また、公共施設等総合管理計画の推進により、長期的視点を持って維持管理・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な社会基盤の構築を図る必要がある。

また、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る必要がある。具体的には、令和元年東日本台風（19号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された『流域治水』による水防対策・避難対策[※]や、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。豪雪対策として、除雪体制の強化と合わせて、道路状況の監視や、チェーン早期装着の啓発活動等の取組も合わせて推進する。また、倒木や電柱等倒壊時の道路除雪・啓開体制の整備、中電及びNTT等との連携強化を図る必要がある。

なお、強靱な県土づくりを推進するためには、県と市町村が連携して強靱化対策を推進する必要があることから、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）を行い、計画推進に向け積極的に支援する必要がある。

※令和元年東日本台風を受けて「鳥取県水防対策検討会」・「鳥取県防災避難対策検討会」において検討された対策（令和2年3月）

<検討の視点>

- ・治水施設の能力を超える豪雨が発生することを前提に、「治水施設だけで洪水を防ぎきることは困難であり、治水施設の機能向上により洪水氾濫の軽減及び洪水氾濫開始の遅延を図りつつ、効果的な水防活動及び河川情報の発信等により、いかに安全な住民避難を実現させるか」
- ・治水施設の能力を超える豪雨に対して「流域全体でどう処理していくか」
- ・豪雨災害のようにある程度予見できる災害において「一人の犠牲者も出さない」

【水防対策検討会】

<短期対策>

- ・堤防強化対策（堤防舗装、堤防維持管理強化、水防体制強化）
- ・バックウォーター対策（樹木伐採・河道掘削の重点化）
- ・河川情報の発信強化（水位計・河川監視カメラ）
- ・浸水想定区域に関する住民理解の促進（浸水深表示板の設置等）
- ・ダム放流に関する安全避難対策（既存ダムの洪水調節機能強化等）

<中長期対策>

- ・現河川整備計画メニューの着実な整備
- ・流域貯留施設（遊水地、霞堤等）の検討

【防災避難対策検討会】

<短期対策>

- ・拠点となる避難所の指定の促進
- ・障がい者等の要配慮者が避難生活に必要な物資を備蓄
- ・避難スイッチの住民参加型ワークショップの導入 など

<中長期対策>

- ・ペットとの同行避難のあり方を整理
- ・乳幼児がいる世帯の避難環境の確保
- ・広域避難を円滑に実施するための具体的方法を整理
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を推進
- ・停電に伴う被害の拡大防止の対策 など

⑤ 交通・物流・人材ネットワークによる地域防災力の強化

鳥取県は東西126km、南北62kmのコンパクトな県土構造であり、一級河川流域を大きな圏域として、都市・集落が形成されているが、中山間地が大部分を占め、11市町村で高齢人口が35%を超える中、集落の過疎化も顕在化している。また、これに伴う第1次産業の就業者数の減少は、農地、森林荒廃に伴う中山間地の多面的機能の損失によって、災害原因が拡大することが懸念される。

この課題に対処するため、中山間地域や都市をネットワークでつないだ「小さな拠点」づくりを進め、行政・経済機能を発現させる場とするとともに、災害時においてはその地域の避難所等の防災拠点としての機能を持たせることにより、要配慮者を支援する拠点等としての活用を検討する。

この「小さな拠点」をつなぐ交通・物流・人流のネットワークの形成において、緊急輸送道路となる地域高規格道路をはじめとした道路網の整備が不可欠である。さらに、都市間ネットワークにおける交通の結節点は、集中する物流・人流の安全で円滑な移動のための機能強化が必要である。

医療・福祉分野など、災害時に必要な人材の確保が必要である。

また、近年の若者、子育て世帯における「田舎暮らし」への関心に伴い増加傾向にある鳥取県への移住者は、中山間地の多面的機能の維持に向けた第1次産業等の新たな担い手として、また災害時における地域防災力の強化に必要な人材となる。

さらに、地域防災力の強化においては、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と、避難行動要支援者を地域住民で支援する共助の体制づくりが必要である。このためには、これらの新たな人材を含めて、地域における防災や避難所運営を行うリーダーの確保・育成や、支え愛マップの作成などによる自主防災活動を推進する必要がある。また、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築による、自助・共助社会の実現を進める必要がある。

⑥ 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

県内外で発生する大規模災害時においては、救助・救援、医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化、自家発電施設の設置、情報通信機能の多重化、光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を含め、行政機能を継続していく必要がある。エネルギーについても県民生活と地域経済を支える基幹インフラであることから、代替性・多重性を確保する必要がある。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の活用が必要である。鳥取県は県土の約7割を占める森林からの木材資源、豊富な水量と急流河川を活用した、木質バイオマス発電、小水力発電等の導入による代替性の推進が必要である。

⑦ 国、自治体に加え、民間等の主体的な取組促進

災害時の社会経済システムが機能不全に陥らないためには、国、自治体による行政機能の継続のほか、県民生活に直結した病院、店舗、金融機関等の民間の業務継続が不可欠である。このため、同時被災を免れた地域間の企業間連携による、代替性、多重性の確保のほか、業務継続に向けた取組が必要である。

また、第1期計画で進捗が遅れていた住民主体や民間事業者主体の取組（住宅等の耐震化など）をより一層推進するため官民連携によるソフト施策の充実を促進していくことが必要である。

⑧ Society5.0社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ、インフラ維持管理分野において先端技術やIoTネットワークの活用による効率化を推進していく必要がある。さらに、人工知能（AI技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等のICTの技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する必要がある。また、これら先端技術を扱う人材の育成が必要である。

2. 施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本県の強靱化に向け、31の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。

1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）

（多重防御）

- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

（地震・津波）

- ・民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、避難所となる体育館など特定天井を有する施設、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止対策、ブロック塀倒壊防止等の対策や密集市街地等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。
- ・なお、住宅の耐震化については、市町村及び建築士事務所協会等と連携し、ターゲットを絞った戸別訪問等で耐震化の促進やフォローアップ（耐震ケースマネジメント）を実施する。さらに、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、耐震対策の低コスト化及び普及啓発を図る。また、高齢者等の耐震改修が困難な住宅所有者が個々の事情に合わせて耐震化の方法を選択できるように、補助制度の充実化や、安価な改修工法の普及を図る。
- ・空港、港湾、鉄道、緊急輸送道路等の主要な交通施設の耐震化を促進する。
- ・「鳥取県公共施設等総合管理計画」や「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検と予防保全による老朽化対策を実施するとともに、必要な機能強化を推進する。
- ・震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測等、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。
- ・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き家対策協議会」や、市町村が有識者や地域の代表者等と話し合う場（市町村空き家対策協議会等）で検討を行う。

- ・安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の指定・整備を促進する。また、避難行動や消火・救助活動の妨げとならないよう、市街地等の幹線道路において必要な無電柱化を計画的に進める。
- ・大規模宅地造成地では地すべりや液状化による家屋被害が危惧されることから、その被害予測や宅地の耐震化対策に取り組む。
- ・津波浸水想定の見直しを踏まえ、河川・海岸堤防等の強化を推進し、被害の最小化を図る。また、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、海岸堤防の粘り強い構造への機能強化等を図る。
- ・地震・津波に備え、海岸侵食対策を推進するとともに鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づき、適切な維持管理を図っていく。
- ・関係機関の連携により、津波ハザードマップ、津波避難計画等を作成し、県民への周知を図るとともに、自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。
- ・河口部河川監視カメラや河川水位計の改修により、津波の影響による水位上昇の状況把握を行い、監視機能の強化を図る。
- ・これらの取組により、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

(豪雨・水害)

- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図る。また、浸水常襲地域においては、市町村や関係機関と連携して、排水機場の整備等の内水対策を併せて推進する。
- ・特に、洪水による影響が多大となる国管理河川（千代川、天神川、日野川、中海）の計画的な整備や、浸水常襲や背水影響（バックウォーター）のある県管理河川（塩見川、大路川、由良川、加茂川、小松谷川等）の重点的な整備を進める。また、短期対策として、樹木伐採・河道掘削、河川堤防強化対策（堤防舗装等）を進める。また、流域治水の取組として流域貯留施設や貯留機能向上（遊水地等）の検討を進める。さらに、高波の影響が大きい皆生海岸等の海岸侵食対策を促進する。
- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。
- ・自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。
- ・河川、海岸等の施設を健全な状態に保つため、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、河川管理施設等の点検と老朽化対策の実施等、予防保全型の維持管理を推進する。

- ・洪水浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と市町村、住民への河川監視カメラ等を用いた分かり易く的確な情報の伝達・提供を行う。
- ・洪水時のリアルタイムな河川情報を配信するため、低コストな危機管理型水位計や河川監視カメラ等の設置・機能強化を進める。
- ・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である 2 階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。
- ・さらに、想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図の作成及びこれに対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。
- ・土砂崩れに伴う流木流出による河川の閉塞被害が懸念されるトラブルスポットの検討を進め、下流域への被害軽減を進める。
- ・ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進する。また、ダム下流の浸水想定区域図を作成・公表や住民説明会による浸水リスクの住民周知及び避難訓練等による住民避難体制の構築を推進する。
- ・他機関連携タイムラインの拡充や水害タイムラインの作成と確認、建設業協会と連携した水防体制の構築等により水防体制の強化を図る。
- ・災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る。

(土砂災害)

- ・土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、避難所及び社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に進める。
- ・土砂災害時の避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る。
- ・土砂崩れに伴う流木被害に対しては、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。
- ・森林の適切な整備と保全を図るため、山地災害防止施設の整備による山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を推進する。また、地形や地質状況等に応じた適正な間伐等の施業の着実な実施により、荒廃した森林の再生を促進する。
- ・インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、施設の点検と老朽化対策の推進等、砂防施設や治山施設の適切な維持管理を推進する。

- ・災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、引き続き、地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップ作成を促進する。
- ・降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、市町村、住民等へ分かり易く的確に提供し、住民の避難行動に繋がる情報発信を行う。
- ・土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。
- ・土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害警戒情報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である 2 階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。
- ・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。
- ・災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る

(豪雪)

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
- ・倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の整備、災害時における中電及び NTT 等との連携を強化する。
- ・暴風雪時の道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図る。

(情報伝達等)

- ・河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するため、鳥取県土木防災情報システムや鳥取県土砂災害警戒情報システム等の拡充を図る。また、これらのシステムを活用し災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や、適切な避難情報の発出を図る。
- ・上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、下流域住民へのダム放流に関する迅速かつ確実な情報伝達を図り、早期の避難行動に対応できる体制を構築する。また、ダム下流域における浸水想定区域図による浸水リスクの住民周知や避難訓練・住民説明会等の取組を推進する。
- ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、市町村における災害に係る避難勧告等の発令基準の明確化を進める。また、市町村における戸別受信機等の情

報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。

- ・ 県民が自ら所有する携帯電話等の機器を、避難行動に向けた情報の入手に有効に活用してもらうため、機器の活用と理解について官民連携した取組を進める。
- ・ 河川水位計増設や浸水表示板設置に加え、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」を作成する取組を推進する。
- ・ 地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・ 高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・ 大規模自然災害に対して、官民が一体となった防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。
- ・ 防災関係機関同士の情報共有を円滑にするとともに、速やかな情報発信により県民に対して適時的確な避難行動を促すため、「鳥取県防災情報ポータル」を構築、公開し、気象・雨量情報や河川・道路カメラ映像など各種の防災情報を集約した発信、CATV等を利用した情報伝達などを行う。

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 (住宅密集地、不特定多数施設含む)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(拠点施設、学校等の耐震化等)			
県有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	99%	100%	
災害拠点病院の耐震化率	100%	100%	
県立高等学校の耐震化率	100%	100%	
公立小中学校の耐震化率	100%	100%	
特定天井等非構造部材の定期点検等の対策	取組中	取組推進	
公立学校における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修 (H30 調査時点：61 校)	100%	100%	
通学路における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修	243 件	600 件	
(道路・鉄道インフラ耐震化等)			
緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%	
空港の耐震化率 (鳥取空港、米子空港)	100%	100%	
JR 西日本主要駅舎の耐震化率 (鳥取駅、倉吉駅、米子駅)	66.7%	100%	
鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施	
(建築物の耐震化等)			
住宅の耐震化率	83.9%	92.0%	
住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率(耐震診断義務付け対象建築物)	19 施設 (70.4%)	23 施設 (85.0%)	
医療施設(病院)の耐震化率	83.7%	100%	
社会福祉施設の耐震化率	91.2%	取組推進	
私立高等学校の耐震化率	100%	100%	
私立幼稚園・幼保連携型認定こども園の耐震化率	91.2%	取組推進	
感震ブレーカー設置率	22.7% (参考)	50% (R10 年度目標)	
家具などの転倒防止対策実施率	40.2% (参考)	70% (R10 年度目標)	
耐震性貯水槽数	361 箇所	390 箇所	
新規専門家派遣及び建築士同伴での戸別訪問の実施件数	0 件※	240 件	

※ 令和5年度末時点の値

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 (住宅密集地、不特定多数施設含む) (続き)	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
(空き家対策)			
県空き家対策協議会における継続的な検討の実施		1回/年	1回/年
市町村空き家対策協議会(法定協議会以外で有識者や地域の代表等を交えた会議体等も含む)の組織化率		73%	100%
【参考】第1期計画で完了したKPI ・国所管の建物の耐震化率: 17施設(100%) (R2目標) ⇒17施設(100%) (R1年度) ・予防対策用液状化マップの作成: 作成 (R2目標) ⇒H16年度作成成分を見直作成 (R1年度)			

1-2	津波による死傷者の発生	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
(大規模津波に対する海岸堤防の機能強化や避難路等の整備)			
海岸堤防等の機能強化対策の推進		未調査 (進行中)	調査の実施
路線整備(地域高規格道路岩美道路、街路葭津和田町線)による避難路確保及び被害軽減		0% (2路線整備中)	100% (2路線供用)
最大規模の津波浸水想定区域図の見直し		作成公表	作成公表
海岸保全施設の老朽化対策		1海岸	1海岸
海岸侵食対策の実施		3海岸	取組促進
(津波に対する危険情報の周知)			
津波浸水想定区域図の見直しに基づくハザードマップの作成・公表		対象9市町村が ハザードマップ 作成済み	取組推進
アクションプランの策定、実施		H31年に計画を 改定	取組推進
新規津波の影響を監視するカメラの改修数及び新設数		0基※	改修2基 新設4基
新規津波の影響を監視する水位計の改修数及び新設数		0基※	改修2基 新設1基
新規地震津波に関する講演会等の開催回数(県主催)		2回/年※	1回/年
(関係機関との連携強化)			
南海トラフ地震発生時の鳥取県警察災害派遣隊の進出拠点等選定		100%	100%

※ 令和5年度末時点の値

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
(河川整備の推進と浸水危険情報の周知)			
洪水に対する河川堤防の機能評価の実施		82 河川 (200km)	82 河川 (200km)
国管理河川延長整備率（千代川、天神川、日野川）		公表時期未定	整備推進
県管理河川延長整備率		47.0%	47.3%
計画規模を上回る降雨に基づく浸水想定区域の設定		20 河川	20 河川
大規模な洪水に対する家屋倒壊危険ゾーンの設定		20 河川	20 河川
背水影響を踏まえた河川整備延長		6.5km	6.5km
河川整備計画の策定河川数		30 河川	31 河川
渓流エリアの危険度および重要度が高い箇所における 流木捕捉施設等の整備（19 箇所）		2 箇所	13 箇所
堤防強化対策（堤防舗装等）の対策河川数		—	40 河川
樹木伐採・河道掘削の対策箇所数		343 箇所	668 箇所
(河川の適切な維持管理の実施)			
鳥取県河川維持管理計画マスタープランに基づく適切な維持管理		取組推進	取組推進
(豪雨・洪水情報の高度化)			
河川監視カメラ増設による洪水情報の配信		116 基	179 基
河川水位計の設置基数		124 基	170 基

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水（続き）	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（洪水危険情報の周知、伝達の効率化）			
住民に分かり易い河川水位情報の提供（氾濫危険水位等の見直し）	20 河川	20 河川	
避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（防災行動計画）の作成	20 河川	20 河川	
内水ハザードマップ作成市町村数	1 市	4 市町	
防災重点ため池のハザードマップ作成	95 箇所	281 箇所	
水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%	
タイムライン構築（改良）河川数	—	20 河川	
浸水想定区域図作成・公表数	— (R 元年度は作成まで)	5 ダム	
浸水表示板設置の取組地区数	—	15 地区	
治水協定締結数（対象水系数）	—	7 水系	
ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施	
災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4 団体	

1-4	土砂災害等による死傷者の発生	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（土砂災害防止施設の整備推進）			
土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%	
山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%	
要配慮者利用施設を保全する土砂災害対策実施率	41.2%	41.8%	
河川流域エリアの危険度および重要度が高い箇所における流木捕捉施設等の整備（19 箇所）	2 箇所	13 箇所	
避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化の実施箇所数	— (R2 度整備中： 18 箇所)	95% (18 箇所/19 箇所)	

1-4	土砂災害等による死傷者の発生（続き）		【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（土砂災害危険情報の周知、伝達の効率化）			
土砂災害特別警戒区域指定率	100%	100%	
土砂災害警戒区域指定率	100%	100%	
再掲水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%	
（防災教育・防災意識の啓発）			
防災教育・裏山診断等の実施による住民意識の向上	防災教育:18回/年 出前講座:10回/年 裏山診断:4回/年	防災教育:80回(5年間) 出前講座:50回(5年間) 裏山診断:20回(5年間)	
土木防災・砂防ボランティアの連携による点検・防災教育の実施	点検活動:4回/年 裏山診断:4回/年	点検活動:5回(5年間) 防災教育:5回(5年間) 裏山診断:20回(5年間) 出前講座:5回(5年間)	
再掲災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4団体	
（土砂災害危険箇所の点検）			
土砂災害危険箇所の点検活動回数	点検活動: 1回/年	点検活動: 5回(5年間)	
【参考】第1期計画で完了したKPI ・土砂災害ハザードマップ市町村作成率:100%(R2目標)⇒100%(R1年度) ・土砂災害警戒情報等の伝達手段の複数化:テレビ地上波(NHK)配信追加(R2目標)⇒テレビ地上波(NHK)配信追加(R1年度)			

1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生		【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（道路除雪の確保）			
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による除雪体制確保	連携強化による除雪体制確保の継続	
道路積雪のホームページによる情報配信	取組中	取組推進	

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
(住民・来県者への確実な情報伝達)			
再掲)河川監視カメラ増設による洪水情報の配信		116 基	179 基
再掲)道路積雪のホームページによる情報配信		取組中	取組推進
市町村における避難情報等の伝達体制の整備 (取組例) ・ 戸別受信機の設置 ・ 屋外拡声器の設置 ・ テレビ、ラジオへの情報配信依頼 ・ あんしんトリピーメールによる情報配信 ・ 自治会・消防団への情報配信依頼 ・ 緊急速報(エリア)メール ・ ホームページによる情報配信		指標なし	取組推進
(災害情報配信の体制強化)			
浸水、土砂災害に備えた関係機関が連携した協議会の実施(水防連絡会：国3事務所、県、19市町村)		取組推進	年1回開催 (取組継続)
避難行動要支援者の個別避難計画を策定した市町村数		2 市町	19 市町村
市町村における避難行動要支援者名簿の作成市町村数		19 市町村	取組継続
再掲)河川水位計の設置基数		124 基	170 基
再掲)浸水想定区域図作成・公表数		— (R元年度は作成まで)	5 ダム
再掲)浸水表示板設置の取組地区数		—	15 地区
【参考】第1期計画で完了したKPI ・ 発電用ダム緊急放送設備等無線化率：50% (R2 目標) ⇒50%(R1 年度から PFI 事業へ移行) ・ 土砂災害警戒情報等の伝達手段の複数化：テレビ地上波(NHK)配信追加 (R2 目標) ⇒テレビ地上波(NHK)配信追加 (R1 年度)			

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生（続き）	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（避難誘導訓練の実施）			
自然災害等に対処する市町村との訓練実施	取組推進	取組推進	
自然災害等に対処する防災訓練の実施	取組推進	取組推進	
関係機関との合同訓練、警察独自訓練の実施	指標なし	取組推進	
非常通信訓練（中国地方非常通信連絡協議会）への参加	指標なし	取組推進	
道路整備等に応じた計画見直しと、災害に備えた訓練の実施	指標なし	取組推進	
部隊宿泊使用可能施設一覧表の整備（33 施設）	100%	100%	
「鳥取県警察災害派遣隊の編成、運用等について」に基づく人員等の確保	指標なし	取組推進	
再掲ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施	
（交通管制システムの高度化）			
交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	
交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	
情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	

2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

(物資供給等)

- ・防災拠点への物資輸送や救助・救援、その後の復旧活動のため、「命の道」となる山陰道、山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路等の整備促進によるミッシングリンクの解消と鳥取自動車道等の高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。
- ・緊急輸送道路の耐震化等による機能強化、境港等の海上輸送拠点の耐震化等、陸・海・空の輸送基盤の地震・津波、水害、土砂災害、豪雪対策等を着実に進める。
- ・トラック、バス、鉄道事業者等の輸送モード間の連携等により、複数輸送ルートの確保を図る。
- ・道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- ・民間事業者の施設、設備を活用することにより、災害時における物資輸配送体制の強化を図る。
- ・災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実行性を高める取組を進める。
- ・災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、水道施設、下水道施設、ガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）策定等による災害対応力の充実を図る。
- ・災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、関連機関が連携して非常用物資の備蓄量を確保するとともに、観光客等帰宅困難者への対応を含めて民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄（最低3日分（推奨1週間））について、各当事者の自発的な取組を促進する。
- ・住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）に避難していることを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行う体制の構築を図る。
- ・道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等の災害時応援協定を締結する民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。
- ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。
- ・物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努める。

(孤立集落)

- ・迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策や機能強化を進めるとともに、道路防災や土砂災害・山地災害対策による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及び NTT 等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。
- ・道路の寸断等により孤立した場合に備え、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消や、衛星通信設備の整備による情報通信機能の確保を推進する。また、孤立の長期化に備え、孤立が予想される集落の住民に対して食料等備蓄の推奨や備蓄に係る市町村の取組を支援する。
- ・孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進める。
- ・倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、市町村、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する必要がある。
- ・孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報(居住者数、避難箇所、アクセス道路 等)を把握し、孤立可能性集落ごとの対応方針を定める。

(救助・救援活動等の確保)

- ・救助・救援活動を持続的に行うため、広域防災拠点の整備、機能強化、消防庁舎、警察庁舎等の活動拠点の耐震化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。
- ・広域防災拠点のうち中核的応援受入拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模や災害ハザードなどを勘案して指定する。
- ・正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップの作成による支え愛活動を促進する。
- ・避難所の開設・運営の活動体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所運営リーダーの育成を推進する。
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、市町村における福祉避難所の確保を支援する。
- ・避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

- ・救急救命士の確保・充実、救急自動車の計画的な更新、ドクターヘリや医師搭乗型消防防災ヘリの運用体制の充実等、救急搬送体制の確立を図る。
- ・市町村と連携し、消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図る。
- ・防災拠点にあっては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討し、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。
- ・救助・救援、医療活動に支障が出ないように、緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。
- ・災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を図る。
- ・災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との合同訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。
- ・災害時の救援等のため、実動組織（自衛隊・警察本部・消防局・海上保安庁）等と連携して迅速な対処が実施できるよう、大型ヘリ等の乗降適地（ランディングポイント）やホバークラフトが揚陸可能な地点の調査・把握に努める。

（医療・福祉機能の確保）

- ・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。
- ・災害拠点病院については、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、耐震化や耐水化を完了させるとともに、自家発電機等の設置に併せ、自家発電機等を必要な期間稼働させる燃料の確保を推進する。
- ・多数の傷病者を円滑に受け入れるため、災害拠点病院と連携する地域の医療施設の耐震化や非常用電力の確保を図る。
- ・人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、非常用電源や水道等の関連するライフラインの機能強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請や避難の実施等、関係機関が連携した体制を整備する。
- ・災害時の医療機能を持続させるため、医療人材の確保・育成を図るとともに、災害関連死の防止体制を強化する。
- ・災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）派遣体制を確保する。

- ・要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱を推進する。
- ・大規模災害時において、県災害対策本部の下に設置する保健医療福祉対策統合本部により、円滑な応援要請・情報収集等の体制を確保し、迅速な支援に繋げる。
- ・避難生活中における生活機能の低下や要介護度の重症化といった二次被害を防止するため、被災地へのDWAT（災害派遣福祉チーム）派遣体制を確保する。

（避難生活環境の確保）

- ・住民の積極的な避難を促進するとともに災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備等）を図る。
- ・避難所におけるインフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村が連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。

（避難所備蓄）

- ・避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所の中や、地域の中に備蓄場所を確保して備蓄することを検討する。

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 (避難所の運営、帰宅困難者対策含む)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(物資の備蓄・調達に係る関係者連携)			
県と市町村との適正な備蓄量確保(飲料水、食料、生活関連物資)	指標なし	備蓄推進と供給調達体制の確保	
民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進	指標なし	取組推進	
県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4 団体	4 団体	
(生活基盤の機能強化)			
上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%	
地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率	54.6%	56.1%	
下水道 BCP 策定率	94.7%	100%	
ガス事業者による施設の耐震化率(中圧本支管)	100%	維持管理更新	
ガス事業者による施設の耐震化率(低圧本支管)	94.1%	99% (R10 年度目標)	
仮設トイレ備蓄数	92 台	備蓄推進	
簡易トイレ備蓄数	960 セット	備蓄推進	
マンホールトイレシステムの整備	47 基	136 基	
避難所運営リーダーを養成する職員の育成を行っている市町村数	12 市町村 (参考)	19 市町村	
福祉避難所の指定	指標なし	取組推進	
新規広域応急給水支援、復旧支援を行うための市町村合同訓練の実施	0 回/年※	1 回/年	
(物資輸送に係る関係者連携)			
JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続	
関西広域連合と関係バス協会が大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定締結	締結済	取組継続	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・上水道 BCP 策定数：12 市町村 (R2 目標) ⇒12 市町村 (達成率 100%) (R1 年度)			

※ 令和5年度末時点の値

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 (避難所の運営、帰宅困難者対策含む) (続き)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(道路等インフラの機能強化)			
防災拠点となる要配慮者利用施設を守る土砂災害対策の推進	41.2%	41.8%	
県内高速道路ネットワークの供用率(北条道路などの整備促進)	62.4% (168.8km/270.6km)	66.7% (180.4km/270.6km)	
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%	
信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74台	緊急輸送道路に優先設置	
避難路、物資輸送ルート of 法面要対策箇所の対策率	67%	75%	
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%	
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%	
道路の防災・減災対策や機能強化及び道路ネットワーク強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中： 18箇所)	91% (82箇所/90箇所)	

2-2	長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(既存路線機能の強化)			
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%	
再掲避難路、物資輸送ルート of 法面要対策箇所の対策率	67%	75%	
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%	
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%	
再掲国管理河川延長整備率(千代川、天神川、日野川)	公表時期未定	整備推進	
再掲県管理河川延長整備率	47.0%	47.3%	
再掲関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による除雪体制確保	連携強化による除雪体制確保の継続	
(孤立集落発生時の支援等)			
孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消	1地区	取組推進	
再掲道路の防災・減災対策や機能強化及び道路ネットワーク強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中： 18箇所)	91% (82箇所/90箇所)	
新規非常時通信設備整備数	0台※	5台	
新規孤立可能性集落対応カルテ作成数	0集落※	孤立可能性集落全部	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進 (R2 目標) ⇒作成 (改定) 済 (R1 年度)			

※ 令和5年度末時点の値

2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（拠点施設等の機能強化）			
消防庁舎の耐震化率	78.5%	100%	
県、市町村、防災関係機関等の情報共有による連携した災害対応の実施	取組継続	取組継続	
警察庁舎の耐震化率	100%	100%	
装備資機材の充実強化	取組中	100%	
（救助・救援体制の強化）			
リエゾンの派遣体制の確保	取組継続	取組継続	
保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進	
支え愛マップ取組自治会等箇所数	604 箇所	1,027 箇所	
（活動人員の確保等）			
緊急消防援助隊の増隊	55 隊	58 隊 (R5)	
消防団員数	4,865 人	市町村条例定数の人数	
自主防災組織率	88.1%	94.8%	
自主防災組織訓練実施率	訓練の実施	訓練の実施	
自主防災組織の資機材整備	継続実施	継続実施	
防災士（防災リーダー）の登録者数	鳥取県内で 1,096 人	1,950 人	
新規 とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台	
（エネルギー供給の確保）			
各エネルギー事業者における供給体制の整備	指標なし	取組推進	
発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・広域防災拠点として利用可能な施設の確保：取組推進（R2 目標）⇒43 施設指定済（R1 年度） ・鳥取県企業局による再生可能エネルギー導入量：47,820kW（R2 目標）⇒47,820kW（R1 年度） ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度）			

2-4	医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（拠点施設の機能強化）			
再掲 災害拠点病院の耐震化率	100%	100%	
災害拠点病院における自家発電機等の整備（通常時の6割程度の発電容量及び燃料の確保（3日分程度））	100%	100%	
県内3病院及び各保健所での継続した備蓄	100% （県内3病院及び各保健所）	100%を維持	
医療機関BCP策定率	76.7%	100%	
福祉施設BCP策定率	取組推進	100%	
再掲 水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%	
（災害医療人員の確保）			
被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有）	鳥取DMAT指定医療機関（4病院）との派遣協定締結	協定締結の継続による体制強化	
県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のコーディネート機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療コーディネーター」及び「鳥取県地域災害医療コーディネーター」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による体制強化	
新規 看護職員数	10,023人 （推計値）	10,434人	
新規 DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員の増員	183人※	協定団体等との協議により決定	
（関係者の協力連携）			
再掲 保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進	
再掲 県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4団体	4団体	
（予防医療の推進）			
定期接種による麻しん・風しん接種率	94.3%	95%以上	

※ 令和5年度末時点の値

2-4	医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）（続き）	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
（ライフラインの確保）			
再掲各エネルギー事業者における供給体制の整備		指標なし	取組推進
再掲発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討		指標なし	取組推進
再掲上水道基幹管路の耐震化率		26.7%	32.7%
再掲地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率		54.6%	56.1%
再掲下水道 BCP 策定率		94.7%	100%
【参考】第1期計画で完了した KPI ・災害発生に対して拠点病院としての機能の維持：取組推進（R2 目標）⇒建築完了（R1 年度） ・上水道 BCP 策定数：12 市町村（R2 目標）⇒12 市町村（達成率 100%）（R1 年度）			

2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
（避難所の環境確保）			
新規県の助成制度を活用して指定避難所の環境整備に取り組む市町村数		3 市町村	19 市町村
新規避難所の Wi-Fi 環境の整備		68.80%※	84%
マンホールトイレシステムの整備		47 基	136 基
新規県営避難所確保数		0 箇所※	3 箇所
新規県営避難所訓練実施回数		0 回/年※	1 回/年
新規トイレカー整備台数		0 台※	3 台
新規シャワーカー整備台数		0 台※	1 台

※ 令和 5 年度末時点の値

3. 行政機能の確保

- ・行政機関は災害発生直後から、災害対策本部及び支部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。
- ・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。特に、浸水対策が十分であるか見直しを図る。
- ・県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図り、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。
- ・停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。
- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。
- ・デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。
- ・市町村圏域を超えた広域的な災害に対応するための拠点として、広域応援受入機能、資機材・物資の備蓄機能及び救援物資の中継・配分機能等災害時の応急対策に必要となる機能を総合的に満たすことができる施設を指定する。
- ・災害時に県、市町村、自衛隊、警察、消防等関係機関との情報共有により災害対応を円滑、迅速かつ効率的に行うとともに、スムーズな広域支援を実施していくため、「総合防災情報システム」を広島県と共同で構築、運用する。

3-1 警察機能の低下（治安の悪化、重大交通事故の多発）		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（拠点施設の機能強化）		
再掲警察庁舎の耐震化率	100%	100%
県警察における BCP 策定率	100%	100%
県警察施設における衛星携帯電話配備率	100%	100%
燃料確保に関する協定締結（鳥取県石油商業組合との協定締結）	締結済	締結継続
職員の安否確認・招集システムを活用した迅速な職員招集等の実施	指標なし	継続運用
（交通管制システムの高度化）		
再掲交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74 台	緊急輸送道路に優先設置

3-2	県庁及び県機関の機能不全	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(防災活動拠点の機能強化)			
再掲 県有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	99%	100%	
県庁 BCP の実効性向上、定期的な訓練、計画見直し	BCP 策定運用中	BCP 策定運用中	
災害時の応急対策の実施のための職員派遣、他の都道府県に派遣要請	取組中	取組中	
(施設耐震化や回線多重化等)			
情報・通信機能の確保及び充実整備	取組推進	取組推進	
代替拠点への移転計画作成及び通信施設の優先的復旧依頼	取組推進	取組推進	
災害本部・支部となる庁舎、消防学校の非常用発電機の浸水対策	60%	100%	
(広域的な連携強化)			
中国地方、関西広域連合での協定による相互支援	取組継続	取組継続	
徳島県との相互応援協定による円滑な受援の確保	指標なし	取組推進	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・ 庁内 LAN のサーバーと通信機器設置建物の耐震化：耐震機能維持更新（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・ 情報ハイウェイの回線二重化及びループ化：すべてを整備（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・ ICT-BCP（情報システム部門の業務継続計画）策定率：100%（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・ 岡山県データセンターへのインターネットやノーツシステムのバックアップ：対策済み（R2 目標）⇒100%（R1 年度）			

3-3	市町村等行政機関の機能不全	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(拠点施設の機能強化)			
市町村 BCP 策定率（19 市町村+3 広域連合・一部事務組合）	100%	100%	
市町村庁舎の非常用発電機の配備	100%	取組推進及び耐水性向上	
(情報通信機能の強化)			
業務システムへのクラウドサービス導入済市町村数	クラウドサービス導入率 94.7%	94.7%	
マイナンバーカードの交付率	13.6%	63.0%	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・ ICT-BCP(情報システム部門の業務継続計画)策定率：100%（R2 目標）⇒100%(R1 年度)			

4. 情報通信機能の確保

- ・情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要がある。このため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。
- ・光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を推進する。
- ・県民、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合であっても、あんしんトリピーメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。
- ・長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止 (電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
(情報通信施設の機能強化)			
超高速情報通信網（光ファイバー網）整備市町村数		14 市町村	19 市町村
防災関連通信設備の機能強化		取組推進	取組推進
衛星系行政無線の電力供給停止に係る機能強化		取組推進	取組推進
各警察施設における非常用電源装置（自家発電装置）の整備		100%	100%
警察施設の自家発電設備用燃料の確保（鳥取県石油商業組合との協定締結）		締結継続中	締結継続中
5G特定基地局の設置状況		2 箇所	50 箇所
(情報伝達手段の多様化)			
再掲市町村における避難情報等の伝達体制の整備 (取組例) ・ 戸別受信機の設置 ・ 屋外拡声器の設置 ・ テレビ、ラジオへの情報配信依頼 ・ あんしんトリピーメールによる情報配信 ・ 自治会・消防団への情報配信依頼 ・ 緊急速報（エリア）メール ・ ホームページによる情報配信		指標なし	取組推進
新規 再掲避難所の Wi-Fi 環境の整備		68.80%*	84%
新規 再掲非常時通信設備整備数		0 台*	5 台

※ 令和5年度末時点の値

5. 地域経済活動の維持

(経済活動、サプライチェーンの維持)

- ・大規模自然災害時や、新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定を促進する。
- ・北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなど BCP 実効性の向上を促進する。
- ・金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。
- ・太平洋側の経済活動をバックアップするため、大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。
- ・輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確認し、サプライチェーンを維持する。特に、新型コロナ感染症により明らかとなった、サプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中是正として国内回帰・多元化を図る。また、電力会社、ガス事業者等の施設の耐震化や業務継続計画（BCP）による災害対応力の強化を図る。
- ・災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けない様に、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。
- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

(交通インフラネットワーク整備)

- ・東日本大震災では、太平洋側のネットワークに機能不全が生じ、日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に全面的に活用されたことから、南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化によるネットワークの多重性・代替性の確保に取り組む。
- ・国土の強靱化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、山陰道の北条道路の整備、山陰近畿自動車道の岩美道路、南北線（鳥取～覚寺間）の整備、境港や鳥取港から高速道路網へのアクセス改善等の交通物流のミッシングリンクの解消と米子自動車道、鳥取自動車道等の高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。

- ・災害発生時の鳥取砂丘コナン空港（以下「鳥取空港」という。）等の空港機能の早期復旧及び業務継続体制の強化を図るとともに、鉄道施設の耐震対策や交通結節点である米子駅等の鉄道駅の耐震化等により、ブラックアウトを含む災害への対応力向上を図る。
- ・分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化については、全国の高速度鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討していく。
- ・国土の基軸となるこれらの高速道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動のための機能強化を図る。
- ・本県の特徴を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、各地域に道の駅等を活用した「小さな拠点」づくりの取組を進める。また、緊急輸送道路となる地域高規格道路の倉吉道路、倉吉関金道路、江府道路、鍵掛峠道路をはじめとする道路網整備によるネットワークを構築する。
- ・物流等の途絶を避けるため、緊急輸送道路の防災・減災対策や機能向上及び代替性を強化するとともに、緊急時の迂回路を早期に構築する。
- ・救援物資の円滑な流通のため、民間物流施設等を活用した物資輸送拠点の指定を進め、被災現場のニーズを踏まえた救援物資の輸配送体制を確保する。
- ・道路ストック点検とインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

（港湾・鉄道機能の強化）

- ・災害発生時の経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾、漁港の機能強化を推進する。
- ・北東アジアゲートウェイ「境港」の強靱化の推進とともに、「境港流通プラットホーム」の取組による国内海上輸送航路のミッシングリンク解消と竹内南地区貨客船ターミナルの防災拠点化や境漁港高度衛生型市場・漁港の耐震化等の整備を計画的に推進する。
- ・災害発生直後からの道路啓開の活動とともに、道路の被災状況や優先港と接岸岸壁を考慮しつつ、機能停止に陥った港湾・漁港の早期の回復を行う活動（航路啓開）の実効性を高める取組を進めるとともに、監視カメラの新設により、監視機能の強化を図る。
- ・鳥取港の主要航路切り替え計画を盛り込んだ港湾計画見直しに伴い、鳥取港の機能回復と整備を推進する。
- ・大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村のJR西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。

- ・地方創生の動きを踏まえた大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。

(食料等の安定供給)

- ・豊かな森林資源の活用、評価の高い農畜産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。また、境漁港高度衛生管理型市場・漁港の整備等、水産物の供給拠点の機能強化を併せて推進する。
- ・県内地方卸売市場の衛生面・防災面の機能強化を目指し、生鮮食品等の安心・安定供給体制を推進する。
- ・地震や豪雪・台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。
- ・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・災害発生時には、被災・停電等による給油所の営業停止や道路機能の麻痺による燃料の供給量不足により需要者まで燃料が供給されない恐れがあるため、給油所の防災力向上や県民への自家用車等も含む平時からの燃料備蓄を呼びかける。

(用水の安定供給)

- ・災害時における湧水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、上水道、工業用水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備を進める。また、人材やノウハウの強化等についても進める。
- ・上水道、工業水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。
- ・湧水時には関係者の情報共有を緊密に行う必要があるため連絡体制を整備し、取水制限など必要な対応を行う。
- ・危機時の代替水源として災害時協力井戸など地下水活用の取組を推進する。

5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	【重点化】	
重要業績指標		策定時 (R1)	目標 (R7)
（関係者連携とBCP策定運用）			
県又は国等の支援を受けた企業が策定したBCPの策定数		224社	440社
商工会議所・商工会BCP策定率		22%	22%
商工会議所・商工会と行政機関の連携の推進		6団体	取組推進
商工会議所・商工会と地元企業の連携の推進		1団体	取組推進
金融機関（銀行・信用金庫）BCP策定率		100%	100%
本社機能移転、製造・開発拠点集約企業の立地件数		9件	14件
市町村・商工団体との連携による地域創業件数		1,360件	2,860件
事業承継成約件数		22件	取組推進
地域経済牽引事業計画の認定件数		24件	44件
（道路・港湾・鉄道インフラ機能強化）			
再掲 県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）		62.4% (168.8km/ 270.6km)	66.7% (180.4km/ 270.6km)
国内RORO船（ロールオン・ロールオフ船）定期航路就航による日本海側における海上輸送網のミッシングリンク解消		0航路	1航路
国際コンテナ取扱量		26,416TEU	32,000TEU
地域防災計画に基づく耐震岸壁整備		取組中	100%
再掲 結 JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結		締結済	取組継続
（燃料、工業用水等の供給確保）			
再掲 各エネルギー事業者における供給体制の整備		指標なし	取組推進
燃料供給先の優先順位の整理		指標なし	検討整理
工業用水道施設の耐震化		指標なし	耐震化推進
木材素材生産量		31万m ³	40万m ³
基幹的農業水利施設の保全計画策定		41箇所	63箇所
環境配慮経営に取り組む企業数		119社	200社

5-2 交通インフラネットワークの機能停止		【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(高速道路、海上輸送のミッシングリンク解消)			
再掲 県内高速道路ネットワークの供用率(北条道路などの整備促進)	62.4% (168.8km/270.6km)	66.7% (180.4km/270.6km)	
再掲 国内 RORO 船(ロールオン・ロールオフ船) 定期航路就航による日本海側における海上輸送網のミッシングリンク解消	0 航路	1 航路	
(橋梁耐震化等による機能強化)			
再掲 緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%	
再掲 避難路、物資輸送ルート of 法面要対策箇所の対策率	67%	75%	
再掲 土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%	
再掲 山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%	
代替路機能を併せ持つ林道(対象:7路線)の全体計画延長に対する整備率	70%	78%	
緊急輸送道路強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中: 29 箇所)	77% (24 箇所/31 箇所)	
再掲 鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施	
(交通結節点の機能強化)			
再掲 JR 西日本主要駅舎の耐震化率(鳥取駅、倉吉駅、米子駅)	66.7%	100%	
(BCP 策定運用)			
鳥取空港 BCP 策定・運用	100%	100%	
境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%	
(交通管制システムの高度化)			
再掲 交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	
再掲 交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	
再掲 情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置	
再掲 信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74 台	緊急輸送道路に優先設置	
新規 再掲 津波の影響を監視するカメラの改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 4 基	
新規 再掲 津波の影響を監視する水位計の改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 1 基	

※ 令和 5 年度末時点の値

5-2	交通インフラネットワークの機能停止（続き）	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（関係者の協力連携）			
再掲 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続	
再掲 関西広域連合と関係バス協会が大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定締結	締結済	取組継続	
再掲 県内両空港の連携（CIQ（税関・出入国管理・検疫）等含む）	指標なし	取組継続	

5-3	食料等の安定供給の停滞	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（関係者の協力連携）			
農林水産関係団体を通じた、生産者等に対する出荷要請の実施	指標なし	指標なし	
再掲 県又は国等の支援を受けた企業が策定した BCP の策定数	224 社	440 社	
再掲 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続	
（拠点施設等の耐震化）			
流通拠点漁港の耐震化の推進（境漁港）	取組中	100%	
再掲 緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%	
【参考】第1期計画で完了した KPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度）			

5-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
（耐震化等による機能維持）			
再掲 工業用水道施設の耐震化	指標なし	耐震化推進	
基幹的農業水利施設の保全対策を実施した地区数	11 地区	23 地区	
再掲 上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%	
災害時協力井戸の登録	86 件	100 件	

6. ライフラインの確保及び早期復旧

(エネルギー供給ネットワークの維持)

- ・大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組を促進する。
- ・電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務継続体制の検証等、災害対応力の強化を図る。
- ・台風、短期的・局地的豪雨による出水等においても、水力発電用の導水設備等の機能が保持されるよう、定期的な点検・診断、適切な維持管理、修繕・更新を図る。また、土砂災害警戒区域等において人家等に影響を及ぼす可能性のある導水施設等については、ハザードマップへの記載等により地域住民へ公表し、周知を図る。
- ・ガス、石油等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保は不可欠であるため、ガス供給に係る中低圧本支管の耐震化を推進するとともに、官民連携による石油供給ルートの維持を図る。
- ・空港、港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域経済における物流ルートを確保できるよう、鳥取空港、鳥取港、境港等の業務継続計画（BCP）の検証等、実効性の向上を図る。
- ・災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。
- ・地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を進め、風力や太陽光、温泉熱、地中熱についても、技術進歩を踏まえながら、更なる導入拡大を図る。
- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

(上下水道等の供給)

- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・終末処理場の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。
- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレシステムの整備を推進する。

- ・工業用水道については、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。
- ・液状化に起因する建物被害予測等を踏まえ、地域の実情にあった防災・減災対策や早期復旧対策等の取組を推進する。また、マンホールの浮上防止など、液状化対策の最新技術を積極的に導入し、液状化対策の実効性向上を図る。
- ・組立式給水タンクの備蓄や既存受水槽の活用等により、給水車による応急給水効率の向上を図る。また、早急な施設復旧を行うため、被災自治体による初動対応を確認・整理し、広域支援体制へのスムーズな移行体制を整える。
- ・避難所等の重要施設（応急給水拠点等）につながる主要管路の耐震化を優先的に進めることにより、被災時の最低限の上下水道機能の確保を図る。

（地域交通ネットワークの維持）

- ・輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、高速道路未開通区間や地域高規格道路の整備推進、幹線道路ネットワークの整備推進及び緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。
- ・橋梁を含めた道路インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組を推進する。
- ・地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
- ・液状化危険度予測や路面下空洞調査を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策等の取組を推進する。
- ・中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を進める。
- ・道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組を進める。また、災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の更なる充実を図る。
- ・物的・人的資源の迅速な輸送のため、域内を結ぶ緊急輸送道路の防災・減災対策の実施や機能向上及び代替性を強化する。

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 (発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(関連施設の耐震化等)			
電力事業者による発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の整備	100%	100%	
再掲 発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進	
再掲 ガス事業者による施設の耐震化率（中圧本支管）	100%	維持管理更新	
再掲 ガス事業者による施設の耐震化率（低圧本支管）	94.1%	99% (R10 年度目標)	
(代替エネルギーの確保)			
ダム管理用小水力発電設備整備	1 ダム	1 ダム	
再掲 とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台	
再掲 環境配慮経営に取り組む企業数	119 社	200 社	
需要電力における再生可能エネルギーの割合	38.7%	60% (R11 年度末)	
【参考】第1期計画で完了したKPI ・発電所土砂災害防止対策率(土砂災害特別警戒区域)：50% (R2 目標) ⇒50% (R1 年度からPFI 事業へ移行)			

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (用水供給の途絶、汚水流出対策含む)		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(上下水道の耐震化とBCP策定運用)			
再掲 上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%	
再掲 地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率	54.6%	56.1%	
再掲 下水道BCP策定率	94.74%	100%	
再掲 マンホールトイレシステムの整備	47 基	136 基	
再掲 仮設トイレ備蓄数	92 台	備蓄推進	
再掲 簡易トイレ備蓄数	960 セット	備蓄推進	
単独処理浄化槽の基数	14,286 基	13,000 基	
農業集落排水施設の機能診断実施処理区数	104 処理区	166 処理区	
再掲 災害時協力井戸の登録	86 件	100 件	

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (用水供給の途絶、汚水流出対策含む) (続き)	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(上下水道の耐震化と BCP 策定運用)		
下水道施設の耐水化率 (対策済み/耐水化が必要な施設数)	—	35% (5 施設/14 施設)
新規 再掲 広域応急給水支援、復旧支援を行うための市町村 合同訓練の実施	0 回/年※	1 回/年
(工業用水の耐震化)		
再掲 工業用水道施設の耐震化	指標なし	耐震化推進
【参考】 第 1 期計画で完了した KPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進 (R2 目標) ⇒作成 (改定) 済 (R1 年度) ・上水道 BCP 策定数:12 市町村(R2 目標)⇒12 市町村(達成率 100%)(R1 年度)		

※ 令和 5 年度末時点の値

6-3	地域交通ネットワークが分断する事態 (豪雪による分断を含む)	【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(地域交通ネットワークの確保)		
再掲 県内高速道路ネットワークの供用率(北条道路な どの整備促進)	62.4% (168.8km/270.6k m)	66.7% (180.4km/270.6k m)
再掲 緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
再掲 避難路、物資輸送ルート of 法面要対策箇所の対策 率	67%	75%
再掲 土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
再掲 山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
再掲 地域防災計画に基づく耐震岸壁整備	取組中	100%
再掲 緊急輸送道路強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中： 29 箇所)	77% (24 箇所/31 箇所)
再掲 鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施
(BCP 策定運用)		
再掲 鳥取空港 BCP 策定・運用	100%	100%
再掲 境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）（続き）【重点化】		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（交通管制システムの高度化）		
再掲 交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に 優先設置
再掲 交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に 優先設置
再掲 情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に 優先設置
信号制御機の更新数（計画的な更新の実行）	指標なし	緊急輸送道路に 優先設置
（関係者との協力連携）		
再掲 結 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続
再掲 数 災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4 団体

7. 二次災害の防止

(大規模火災、広域複合火災)

- ・地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。
- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに耐震性貯水槽の整備等を進める。
- ・工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組を推進する。
- ・地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察・消防等の体制や装備資機材等の更なる充実強化を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化やDMAT（災害派遣医療チーム）の活動確保等、初動対応力の向上と救助・救急体制の充実強化を図る。
- ・身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織の充実強化を図る。

(ため池、ダム、農地・森林等)

- ・築造年代が古く、決壊により下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池の評価及び防災工事、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。
- ・上流ダムの緊急放流による下流域の浸水被害等二次災害を防止するための対策を推進する。
- ・大規模地震や台風等の豪雨、短期的・局地的豪雨等において、治水や発電用等のダム、土地改良施設（排水機場、頭首工等）の機能が保持されるようインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき施設点検と予防保全型管理を推進するとともに、耐用年数を迎えるダム管理設備等の計画的な更新・改良を図る。
- ・大規模な土砂崩れに伴う土砂ダム形成や流木流出による河川閉塞等の二次災害防止のため、土砂災害防止施設の整備や治山対策等を推進する。
- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等多様な機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を推進する。
- ・森林の荒廃防止及び森林の持つ国土保全機能の保全・発揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の適正な森林整備や林道等の路網整備、総合的かつ

効果的な治山対策等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。(有害物質)

- ・有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対して PCB 汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。
- ・河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組を推進する。

(風評被害)

- ・大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。

7-1 大規模火災や広域複合災害の発生		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(活動人員の確保)		
再掲 自主防災組織率	88.1%	94.8%
再掲 自主防災組織の資機材整備	継続実施	継続実施
再掲 消防団員数	4,865 人	市町村条例定数の人数
再掲 緊急消防援助隊の増隊	55 隊	58 隊 (R5)
再掲 関係機関との合同訓練、警察独自訓練の実施	指標なし	取組推進
避難誘導體制の整備・訓練の実施	指標なし	取組推進
再掲 被災地への DMAT (災害派遣医療チーム) の派遣 (100%保有)	鳥取 DMAT 指定医療機関 (4 病院) との派遣協定締結	協定締結の継続による体制強化
再掲 県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のコーディネート機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療コーディネーター」及び「鳥取県地域災害医療コーディネーター」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による体制強化
被災建築物応急危険度判定士の登録数	1,026 人	1,100 人
被災宅地危険度判定士の登録数	664 人	登録数拡大と連携強化
技能指導官等による管区機動隊員への救出救助技術等の向上を目的とする指導の実施 (年間最低 1 回の教養を目標とし、実施できれば 100%とする)	100%	100%維持
(延焼防止対策の推進)		
再掲 感震ブレーカー設置率	22.7% (参考)	50% (R10 年度目標)

7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 (農地・森林等の荒廃による被害を含む)		【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(ため池、ダム等施設の耐震化等 (横断的分野 (老朽化対策) と連携)		
再掲 発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進
防災重点ため池で整備優先度が高いものから防災工事の実施	7 箇所	39 箇所
ダムの堰堤改良	5 ダム	取組推進

※ 令和 5 年度末時点の値

7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 (農地・森林等の荒廃による被害を含む) (続き)	【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(農地、森林が持つ国土保全機能の確保)			
地域ぐるみで農地維持に取り組む農用地面積の割合	51%	60%	
森林の多面的機能を維持するための間伐の実施	3,015ha/年	3,900ha/年	
再掲 山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%	
再掲 木材素材生産量	31 万m ³	40 万m ³	
農林水産業関連の新規就業者数	270 人/年	270 人/年	
(危険情報の周知)			
再掲 防災重点ため池のハザードマップ作成	95 箇所	281 箇所	

7-3	有害物質の大規模拡散・流出		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(防災訓練の実施)			
対応能力向上訓練の実施回数 (原子力訓練)	2 回/年	2 回/年	
(有害物質の拡散・流出の防止)			
P C B 汚染機器処理進捗率 (高濃度機器: 安定器等)	93%	100%	
P C B 汚染機器処理進捗率 (高濃度機器: 高圧トランス・高圧コンデンサ)	99.6%	100%	
P C B 汚染機器処理進捗率 (低濃度機器)	96%	99%	
河川における水質事故発生時の関係者連携	取組推進	取組推進	
再掲 境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%	

7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)	
(農林水産物の出荷情報等収集と消費者への提供)			
農林水産物の出荷情報や食品との関連についての正確な情報の収集と消費者への提供を実施	—	取組推進	
(観光客数の維持拡大)			
正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催	6 回/年	6 回/年	

8. 迅速な復旧・復興

(大量の災害廃棄物)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、県の災害廃棄物処理計画について、状況の変化や近年の災害で判明した課題を踏まえた見直しを検討する。
- ・市町村災害廃棄物処理計画の策定や訓練の支援により、計画の実効性を高める。

(人材等の不足)

- ・災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。
- ・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性の活躍推進に向けた取組を推進する。
- ・平時から次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整え、災害時の合意形成を含めた復興事業を円滑に実行できる環境整備を進める。
- ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、早期復旧のための国の技術的支援を行う TEC-FORCE の派遣等、国との連携や県同士の相互応援体制の強化とともに、インフラ維持管理や災害復旧を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者等の確保育成を図り、これらの職員が不足している市町村に対する技術的支援を推進する。
- ・復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保する。
- ・被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。
- ・被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。
- ・災害発生時の医療機能を持続するため、医療人材の確保・育成を図るとともに、医療従事者の職場の喪失による流出を防ぐため医療機関の耐災害性を高める。

(文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等)

- ・文化財の災害による被害防止・軽減のため、施設の耐震対策・防火対策等を推進する。

- ・災害により文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や市町村の文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。
- ・文化財の被災に備え、修復技術の伝承と必要な実技研修の実施を推進する。
- ・コミュニティの崩壊により、建築物等のコミュニティの中で維持されてきた有形文化財に影響する恐れがあるため、コミュニティ活力の維持を図る。
- ・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- ・地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

(基幹インフラの損壊)

- ・輸送モード相互の連携・代替性の確保による交通ネットワークの多重化を図るため、山陰道の北条道路、山陰近畿自動車道の岩美道路、南北線（鳥取～覚寺間）をはじめとする高速道路ネットワークの着実な整備の推進とともに、竹内南地区貨客船ターミナルの防災拠点化等整備を計画的に推進する。
- ・緊急輸送道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、交通施設の被害想定向上に取り組むとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく老朽化対策、耐震化等を推進する。
- ・物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性を強化する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(災害廃棄物対策の推進)		
ごみ焼却施設災害時自立稼働施設数	1 施設	1 施設
災害廃棄物処理計画策定率（市町村）	5%	100%
災害廃棄物対応訓練の実施	訓練の実施	訓練の実施
【参考】第1期計画で完了したKPI ・災害廃棄物処理計画策定（県）：100%（R2 目標）⇒策定済（R1 年度）		

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(人材の確保・育成（横断的分野（人口減少対策）との連携）)		
建設業における担い手の確保・育成の取組	取組中	取組推進
建設業協会との防災協定の締結	100%	100%を維持
15～24歳の転出超過数	1,136人(R元年)	600人(R6年)
県内大学等卒業者の県内就職率	28.9%	44.3%(R6)
移住者受入れ地域団体数	17団体	20団体 (R6年度末)
再掲看護職員数	10,023人 (推計値)	10,434人

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(文化財の保存)		
文化財防災対策マニュアルの策定	—	計画策定
各市町村における文化財ハザードマップの作成数	—	19市町村
実技研修講習会等の実施回数	—	2回/年
全市町村におけるリスト作成数	—	19市町村
(地域コミュニティの構築（横断的分野（リスクコミュニケーション）と連携）)		
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
ボランティア情報提供件数	533件	1,100件
スーパーボランティアによる土木インフラ管理及び地域づくりの推進	24団体	25団体
再掲市町村BCP策定率（19市町村+3広域連合・一部事務組合）	100%	100%
再掲警察庁舎の耐震化率	100%	100%
再掲「鳥取県警察災害派遣隊の編成、運用等について」に基づく人員等の確保	指標なし	取組推進
「鳥取県警察災害警備計画」に基づく必要な体制の構築、適切な部隊運用	指標なし	取組推進

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(基幹インフラの代替性・冗長性の確保のための整備促進)		
再掲 県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）	62.4% (168.8km/270.6km)	66.7% (180.4km/270.6km)
交通・物流に資する道路強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中： 78 箇所)	91% (78 箇所/86 箇所)
地籍調査進捗率	32.9%	42%
(港湾・漁港施設の耐震化、空港・鉄道インフラ等の強化)		
再掲 境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%
再掲 流通拠点漁港の耐震化の推進（境漁港）	取組中	100%
再掲 空港の耐震化率（鳥取空港、米子空港）	100%	100%
再掲 JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅、倉吉駅、米子駅）	66.7%	100%
再掲 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続

8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(洪水対策の推進)		
再掲 河川整備計画の策定河川数	30 河川	31 河川
再掲 国管理河川延長整備率（千代川、天神川、日野川）	公表時期未定	整備推進
再掲 県管理河川延長整備率	47.0%	47.3%
再掲 背水影響を踏まえた河川整備延長	6.5km	6.5km
再掲 洪水に対する河川堤防の機能評価の実施	82 河川（200km）	82 河川（200km）
下水道と一体となった治水対策の取組	1 河川	1 河川
(浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築)		
再掲 内水ハザードマップ作成市町村数	1 市	4 市町
再掲 計画規模を上回る降雨に基づく浸水想定区域の設定	20 河川	20 河川
再掲 大規模な洪水に対する家屋倒壊危険ゾーンの設定	20 河川	20 河川
【参考】第1期計画で完了した KPI ・広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結：取組推進（R2 目標）⇒取組中（R1 年度）		

9. 横断的分野

大規模自然災害に対する強靱化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本県の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、7項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、次のとおり「鳥取県令和新时代創生戦略」との相乗効果を高めていくこととした。

① リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や浸水ハザードマップの周知・活用、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」の作成等に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来県者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築、に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

「鳥取県令和新时代創生戦略」においても鳥取ならではの「防災文化づくり」を推進しており、住民や地域コミュニティが主体的に避難行動を起こす「防災文化」の定着の推進、および「支え愛マップ」づくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、住民、行政など多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動（災害時支え愛活動）を促進する。

防災情報の提供については、平時の情報通信システムにおけるプッシュ型やプル型の伝達手段の多様化を図り、災害時には警戒避難情報の付加等情報を強化することにより、住民の自発的な避難行動等を促す。また、外国人観光客には、プッシュ型情報通信アプリ（あんしんトリピーなび、SafetyTips等）を介した円滑な情報伝達を図る。さらに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。

情報通信基盤を強化するため、超高速情報通信網（光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）など）の整備を進める。

地域コミュニティ構築については、コンパクトな県土を交通物流ネットワークで結節しながら住民自治活動の拠点施設整備を支援する（遊休施設等の活用を含む）とともに、住民による共助や中山間地域等で事業活動を行っている事業者など多様な主体が関わり、暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりを進め、地域活動プログラムを充実させる等により地域活性化と地域防災力の向上を併せて推進する。

事前防災の取組として、水防体制（建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成）の強化を図る。

国土強靱化は県と市町村が連携し、総力をあげて取り組む必要があるため、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）を行い、計画推進に向け積極的に支援する。

② 老朽化対策分野

局地化、集中化、激甚化する気象災害の中、建設後 50 年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展するうえで、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、市町村等の関係機関との連携を図りながら、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靱化を図るための「事前に備えるべき 8 つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

これらインフラの機能維持に係る財政負担を軽減・平準化し、最適な配置を実現するため、「鳥取県公共施設等総合管理計画」に基づき、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施する。加えて、道路、河川、港湾等の土木インフラについては、「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、個別施設毎のメンテナンスサイクルを構築し、持続可能な社会基盤の構築を図っていく。

併せて、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。

③ 研究開発分野

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化を推進するうえでは、Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用していく必要がある。また、新たな防災技術の開発による、効率的な防災減災の取組の推進のほか、先端技術を活用した製品の開発・生産により他地域の産業機能のバックアップを図る必要がある。このため、個別に設定する分野の枠組みを超え、産官学の連携、新技術開発・活用の促進に向け、研究開発分野を設定する。

研究開発分野の方向としては、豊富な森林等の本県が持つ資源を有効に活用するとともに、気候変動を踏まえたカーボンニュートラルの実現を目指し、次世代エネルギーに関する知見の集約化、研究開発及び人材育成の拠点化を図る。さらに、レーダー探査車を活用した路面下空洞調査、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ先端技術や IoT ネットワークを活用したタブレット等を用いた点検、点検結果の自動作成等インフラ維持管理システムの構築による維持管理・更新の効率化や、無人航空機（ド

ローン等)を用いた3次元測量とそのデータに基づくICT機械施工等のi-Constructionの促進による建設生産性の向上等に取り組む。

また、人工知能(AI技術)やIoT等の更なる技術革新の活用を図りながら国土強靱化の推進と、生産コストの縮減とともに新たな産業の成長に向けた取組を進める。

④ 人口減少対策分野

「鳥取県令和新时代創生戦略」は、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の持続を目指して「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現」を推進するためのものである。また、Society5.0の推進や関係人口など新たな人の流れを創出することで、地方創生の実現を加速させるとともに、地方創生の展開を通じてSDGsのゴール達成を目指すものである。

その基本的な戦略は、本県の豊かな自然の魅力を活かして産業強化と新たなライフスタイルを創造する「豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」、全国トップクラスのボランティア活動率を活用して県内ネットワークでの社会参画促進や県内の産業を支える人材を育成する「人々の絆がむすばれた鳥取のまちに住む」、コンパクトな県土を活かしたネットワーク構築による生活・経済圏域の拡大と新技術を含めた産業の成長を図る「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」となっている。そして、これらの戦略の実現のために、市町村や他県を含めた広域的な連携と産官学民による協働によって推進することとしている。

これらの取組を下支えするのが社会インフラであり、交流・物流の拡大を支える交通物流ネットワーク確保等の社会基盤の整備、災害に対応できる浸水・土砂災害対策や道路防災対策等の安全・安心な県土づくりが不可欠となる。

このように、本県の国土強靱化における取組は、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は平時の「鳥取県令和新时代創生戦略」にも資することとなるため、この戦略と相乗効果を高めながら調和させていく必要がある。



⑤ 人材育成分野

市町村と連携し、自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。

災害発生時の人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援等も想定した各種の実践的な訓練等により人材の育成を推進する。また、災害発生時の医療機能の持続するため、災害時医療に携わる人材の確保と育成を図るとともに、体制整備を進める。

迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する市町村職員の育成支援を推進する。

道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。

災害の専門家、建設業等の技術者に加え、防災ボランティア活動及びその後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー（防災士（防災リーダー）、避難所運営リーダー等）などの人材を育成する。復興の観点からは、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

調査が困難な被災箇所等の被災状況把握等にドローンによる調査等を実施するため、官民連携の「ドローン・レスキューユニット」を設置し、あらかじめドローンを操作する職員と保有ドローンを登録し、研修等による人材育成を図る。

⑥ 官民連携分野

1 期計画において進捗が遅れていた住民主体や民間事業者主体の取組を、より一層推進するとともに、災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するため、官民連携によるソフト施策の充実を促進する。

飲料・食料等の生活関連物資や医薬品、燃料等の必要物資の確保と輸送、医療従事者の確保に係る民間事業者や業界団体との協定の締結を推進する。また、連携を反映した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

災害時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定に傷害保険の規定を追加するなど協定の充実を図る。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。

住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。

災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を進めるとともに、災害対応や復旧・復興に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNS の活用などの取組を推進する。

⑦ デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化している。このような社会情勢において、人手不足の解消や、作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AI や IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靱化施策の高度化が急務となっている。

このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害等に対応し、安心安全な生活環境を維持するために、防災 DX の推進により、災害対応の高度化と効率化を図ると共に、災害情報の的確な把握・共有を推進するなど、「誰一人取り残さない」ことを理念に置いた情報の発信を推進する。

また、大規模自然災害の発生時においても、県ホームページや鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、総合防災情報システム（広島県との共同構築）等のデジタル媒体の活用を推進し、市町村との連携により情報の共有や広報活動等、DX を活用した災害発生時の情報収集・伝達体制を強化することにより、災害時の的確な避難を推進する。

さらに、鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会における市町村の被災者支援システム導入・運用支援 やマイナンバーカードの活用等、多様なニーズに対応した避難所環境の整備に取り組む。

①リスクコミュニケーション		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(警戒避難情報の伝達)		
主要観光施設の無料公衆無線 LAN カバー率	89%	90%
再掲超高速情報通信網（光ファイバー網）整備市町村数	14 市町村	19 市町村
鳥取情報ハイウェイの利用回線数（VLAN 数）	102.8% (1,696 件/目標 1,650 件)	91.9% (1,696 件/目標 1,845 件)
超高速モバイル通信電話の不感エリア箇所の解消率	不感解消率 99.5%	99.9%
(地域コミュニティ構築)		
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
中山間集落見守り活動に参加する事業者数	72 事業者	85 事業者
暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取り組む地区数	30 地区	45 地区
再掲災害時協力井戸の登録	86 件	100 件
ふれあい共生ホーム設置数	72 箇所	95 箇所
再掲支え愛マップ取組自治会等箇所数	604 箇所	1,027 箇所
(防災教育・防災意識の啓発)		
再掲防災教育・裏山診断等の実施による住民意識の向上	防災教育:18 回 /年 出前講座:10 回 /年 裏山診断:4 回/ 年	防災教育:80 回(5 年間) 出前講座:50 回(5 年間) 裏山診断:20 回 (5 年間)
再掲土木防災・砂防ボランティアの連携による点検・防災教育の実施	点検活動 4 回/ 年 裏山診断:4 回/ 年	点検活動:5 回(5 年間) 防災教育:5 回(5 年間) 裏山診断:20 回 (5 年間) 出前講座:5 回(5 年間)
再掲浸水表示板設置の取組地区数	—	15 地区
再掲浸水想定区域図作成・公表数	— (R 元年度は作 成まで)	5 ダム
再掲ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施

①リスクコミュニケーション（続き）		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（活動拠点の強化、関係機関との連携強化）		
再掲 被災地への DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有）	鳥取 DMAT 指定 医療機関 （4 病院）との 派遣協定締結	協定締結の継続 による体制強化
再掲 県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のコーディネート機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療コーディネーター」及び「鳥取県地域災害医療コーディネーター」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による 体制強化
再掲 河川水位計の設置基数	124 基	170 基
再掲 タイムライン構築（改良）河川数	—	20 河川
再掲 5 G 特定基地局の設置状況	2 箇所	50 箇所
新規 再掲 津波の影響を監視するカメラの改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 4 基
新規 再掲 津波の影響を監視する水位計の改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 1 基
新規 再掲 DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員の増員	183 人※	協定団体等との 協議により決定
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・災害発生に対して拠点病院としての機能の維持：取組推進（R2 目標）⇒建築完了（R1 年度）		

※ 令和 5 年度末時点の値

②老朽化対策		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（「鳥取県公共施設等総合管理計画」に基づく県有建物・インフラの機能維持・維持管理）		
鳥取県公共施設等総合管理計画の策定・運用	策定済	取組推進 （具体数値設定）
土木インフラ長寿命化計画（行動計画）による適切な維持管理 （道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設、港湾施設、空港施設、治山砂防関係施設）	85% 個別計画策定率 （34 箇所/40 箇所）	100% 個別計画策定率
再掲 基幹的農業水利施設の保全対策を実施した地区数	11 地区	23 地区

③研究開発		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（非常時にも活用できる資源の有効活用、次世代エネルギー開発の拠点化）		
内装材、CLT 等高付加価値製品生産量（原木換算）	3.9 万 m ³	4.2 万 m ³
未来技術を実装したプロジェクトによりインフラ維持管理の効率化を図った県内自治体数	1 市町村	12 市町村

④人口減少対策		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(鳥取県令和新时代創生戦略の目指す基本目標の推進)		
観光入込客数（年間）	1,013 万人/年	1,000 万人/年
外国人観光客宿泊者数（年間）	184,600 人/年	270,000 人/年 (R6 年)
再掲農林水産業関連の新規就業者数	270 人/年	270 人/年
合計特殊出生率	1.63 (R 元年)	1.73 (R6 年)
鳥取県未来人材育成奨学金助成者数	689 人	1,080 人 (R2～7)
再掲ふれあい共生ホーム設置数	72 箇所	95 箇所
IJU ターンの入居者数	2,169 人	12,500 人 (R2～6)
経営革新認定企業件数	183 件	1,020 件
ものづくりでの新規 ASEAN 展開企業数	21 社	30 社
北東アジア地域への新規展開企業数	57 社	70 社
中山間地域への立地件数	20 件	40 件
県域での新規性・成長性の高い創業件数	50 件	80 件
転出超過数	1,248 人 (R 元年)	R11 年 (2029 年) までに転入・転出者を均衡させる

⑤人材育成		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(災害対応に係る人材の確保と育成)		
再掲防災士（防災リーダー）の登録者数	鳥取県内で 1,096 人	1,950 人
再掲看護職員数	10,023 人 (推計値)	10,434 人
再掲建設業における担い手の確保・育成の取組	取組中	取組推進
再掲避難所運営リーダーを養成する職員の育成を行っている市町村数	12 市町村 (参考)	19 市町村
再掲被災建築物応急危険度判定士の登録数	1,026 人	1,100 人
再掲被災宅地危険度判定士の登録数	664 人	登録数拡大と連携強化
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
新規 再掲 DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員の増員	183 人※	協定団体等との協議により決定

※ 令和 5 年度末時点の値

⑥ 官民連携		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(民間との連携強化の推進)		
再掲 災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4 団体
再掲 とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台
再掲 住宅の耐震化率	83.9%	92.0%
再掲 住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率 (耐震診断義務付け対象建築物)	19 施設 (70.4%)	23 施設 (85.0%)
再掲 県又は国等の支援を受けた企業が策定した BCP の策定数	224 社	440 社
再掲 福祉施設 BCP 策定率	取組推進	100%
再掲 自然災害等に対処する防災訓練の実施	取組推進	取組推進
再掲 商工会議所・商工会と行政機関の連携の推進	6 団体	取組推進
再掲 民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進	指標無し	取組推進
再掲 県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4 団体	4 団体
再掲 保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進
再掲 燃料確保に関する協定締結(鳥取県石油商業組合との協定締結)	締結済	締結継続

⑦ デジタル活用分野		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
(防災 DX の推進による災害対応の効率化)		
再掲 河川監視カメラ増設による洪水情報の配信	116 基	179 基
再掲 道路積雪のホームページによる情報配信	取組中	取組中
再掲 情報・通信機能の確保及び充実整備	取組推進	取組推進
再掲 マイナンバーカード交付率	13.6%	63.0%
再掲 業務システムへのクラウドサービス導入済市町村数	導入率 94.7%	94.7%
再掲 5G 特定基地局の設置状況	2 箇所	50 箇所
再掲 超高速情報通信網(光ファイバー網)整備市町村数	14 市町村	19 市町村
再掲 超高速モバイル通信電話の不感エリア箇所の解消率	不感解消率 99.5%	99.9%
再掲 鳥取情報ハイウェイの利用回線数(VLAN 数)	1,696 件	1,845 件
新規 再掲 津波の影響を監視するカメラの改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 4 基

新規 再掲 津波の影響を監視する水位計の改修数及び新設数	0 基※	改修 2 基 新設 1 基
新規 河川水位計の設置基数	124 基	170 基
新規 再掲 避難所の Wi-Fi 環境の整備	68.80%※	84%
再掲 職員の安否確認・招集システムを活用した迅速な職員招集等の実施	指標なし	継続運用

※ 令和 5 年度末時点の値

3. 個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これら個々の取組は、IV 3で定義したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、市町村、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

(1) 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

- ・災害発生直後から救助・救援、復旧・復興の活動拠点となる庁舎等の耐震化を促進するとともに、関係者との連携調整による必要物資の備蓄や停電時の電力確保等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。
- ・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- ・市町村に対する地域計画の策定（改定含む）と計画推進に向けた支援を行うことで、県と市町村の強靱化対策への連携を強化する。
- ・災害情報の確実な伝達を図るため、情報通信施設の耐震化、通信回線の複数化、冗長化、受信施設の整備を促進する。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を含めた住民の的確な避難行動を確保するため、分かり易い情報を提供するとともに、自主防災組織の拡充や、平常時の見守り体制づくり等の地域コミュニティとの連携強化を図る。さらに外国人観光客を含む来県者への情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報伝達システムの多様化を図る。
- ・迂回路のない孤立する恐れのある集落について、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。
- ・県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図る。
- ・Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用する。
- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。また、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。
- ・停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。

- ・公共施設等総合管理計画の推進により、維持管理・更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

- 行政拠点施設の機能強化
- 情報通信機能の強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 広域的な連携強化
- 住民・来県者への災害・避難情報の確実な伝達
- 活動人員の確保
- デジタルトランスフォーメーションの取組の推進

(2) 住環境分野（住宅・都市、環境）

- ・住宅、不特定多数が利用する民間の建築物の耐震化を図り、倒壊による死傷者の発生を防止するとともに、家具転倒防止、感震ブレーカーの設置により、家屋密集地等の火災延焼等の二次的な災害を防止する。
- ・なお、住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。
- ・ブロック塀等の安全対策により、避難路等の安全を確保する。
- ・生活基盤として不可欠となる上下水道の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく機能の維持を図る。
- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、ハザードマップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。
- ・自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等により、災害時におけるエネルギー供給の代替機能確保を図る。
- ・大規模災害後の復旧・復興の円滑化に備え、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、自立稼働型の焼却施設の増設を図る。
- ・PCB廃棄物の保管事業者に対して、汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等、有害物質の大規模拡散・流出等による環境への影響を防止する取組を推進する。
- ・文化財ハザードマップの作成を支援するとともに、文化財被災時における修復技術の伝承と実技研修の実施により、文化財の喪失防止を図る。

- 住宅・学校等の建築物の耐震化
- 二次災害防止対策の推進
- 上下水道の耐震化とBCP策定運用による機能継続

- 地域コミュニティ構築による防災力強化
- 都市・住宅に関する危険情報の周知共有
- 災害廃棄物対策の推進
- 有害物質の大規模拡散・流出の防止
- 文化財の喪失防止

(3) 保健医療・福祉分野

- ・災害時の保健医療・福祉活動を継続するため、災害拠点病院の耐震化や自家発電装置設置と必要期間の稼働を維持する燃料の備蓄をはじめとした、拠点施設の機能強化を推進するとともに、業務継続計画（BCP）策定による体制の強化を図る。
- ・民間との連携強化による医薬品、医療機器の備蓄と円滑な調達を図るとともに、医療人材の確保・育成を図り、地域の災害医療活動を確保する。また、被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）の迅速な派遣による活動の確保や災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱の推進による円滑な災害医療活動を推進する。
- ・災害時の地域の福祉活動においては、平時から地域コミュニティと連携しながら、「とっとり支え愛活動」の継続を図るとともに、被災地へのDWAT（災害派遣福祉チーム）の迅速な派遣等による被災後の要配慮者等へのきめ細かい支援を行う。
- ・避難者間で感染症が流行しないよう、健康診断や予防接種を推進するとともに、避難所の環境整備、健康管理体制の構築を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村で連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。

- 医療拠点施設の機能強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 活動人員の確保
- 地域コミュニティ構築による防災体制の強化
- 避難所の環境整備と健康管理体制の強化

(4) 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

- ・大規模自然災害発生時の社会経済システムの機能継続に不可欠となるライフライン確保のため、被害想定を踏まえた防災・減災対策や多重性、代替性を確保する。電力供給については、発電所、送配電設備の機能強化、災害発生時の早期復旧等による災害対応力の強化を図る。
- ・石油、ガス等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保を図るため、官民連携による円滑な配分供給の体制確保、ガス供給に係る中低圧本支管の耐震化、石油供給ルート維持等を行う。

- ・本県における豊かな資源を有効に活用し、木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入量を増加させ、エネルギー供給の多層化・多様化を図る。さらに、自立・分散型エネルギーの導入等により、エネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- ・金融機関、企業、商工団体の事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。
- ・豊かな森林資源の活用や評価の高い農畜産物、豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保、人材の確保育成等、農林水産業の活力増進を図る。併せて、市場、漁港、供給拠点の機能強化を推進する。さらに、地域コミュニティやボランティア活力との連携を推進しながら、森林や農地の適切な保全管理を行い、それぞれが持つ国土保全機能の確保を図る。
- ・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・ため池の総合的な対策、渇水に関する関係機関との状況共有の促進による二次被害の防止・軽減を図る。
- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策においては、自然環境の持つグリーンインフラとしての効果が発揮されるように、関係機関の連携を図る。
- ・情報通信においては、災害直後から気象、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信するため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置、再生可能エネルギーの導入等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能強化を推進する。
- ・情報伝達手段の多重化と高度化により、旅行者、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した情報提供手段の確保を図る。

○産業関連施設の耐震化

○代替エネルギーの確保

○関係者連携とBCPによる経済活動の継続

○多様な情報伝達手段の確保

○農地、森林が持つ国土保全機能の確保（グリーンインフラの活用）

（５） 国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

- ・南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化に向け、交通物流（高速道路等ネットワーク）のミッシングリンクの解消と高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化による日本海国土軸を形成し、道路・鉄道・港湾等ネットワークの多重性・代替性を確保する。
- ・道路の防災・減災対策、機能強化のため、道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の橋梁耐震化等を推進する。
- ・災害発生時の空港機能の早期復旧と業務継続体制の強化、鉄道施設や交通結節点となる駅舎の耐震化等により、災害対応力を向上させる。

- ・本県の特性を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、道の駅等を活用した小さな拠点づくりの取組を進めるとともに、道路網整備によるネットワークを構築する。
- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフトを効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。
- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。具体的には、令和元年東日本台風（19号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された『流域治水』による水防対策・避難対策を推進する。また、グリーンインフラの活用を推進する。
- ・土砂災害対策は、土石流対策施設等のハード整備を着実に推進するとともに、引き続き地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域等の指定を進める。
- ・土木インフラの集中的な老朽化について、メンテナンスサイクルを構築するとともに、予防保全による老朽化対策により長寿命化を図り、維持管理、更新費用の平準化を図る。さらに、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。
- ・障害物の除去、緊急輸送や地域交通等の確保に向けた道路啓開、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪等を迅速に実施するため、専門技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援等、行政機関、地域住民等との連携強化を図る。建設業の担い手確保・育成においては、就労環境の改善を図るとともに、技能労働者の活用と若年者・女性の活躍推進に向けた取組を支援する。
- ・先端技術やIoTネットワークを活用したタブレット等を用いた点検、点検結果の自動作成等インフラ維持管理システムの構築による維持管理・更新の効率化や、無人航空機（ドローン等）を用いた3次元測量とそのデータに基づくICT機械施工等のi-Constructionの促進による建設生産性の向上等に取り組む。
- ・交通・物流施設の被災時に備えて、代替輸送ルートの整備を推進する。また、ハード対策に加えて、関係事業者のBCP策定や訓練の実施等のソフト対策により事業者間連携を強化する。
- ・自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの育成、事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力強化等の取組推進と、関係機関が連携した支援の充実により、地域防災力の向上を図る。さらに、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等による活力を取り入れ、自主防災組織による共助の活動や避難行動要支援者への支援等、地域コミュニティ力の充実強化を推進する。

・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

○水害・土砂災害対策の推進と危険情報の周知

○高速道路、海上輸送のミッシングリンク解消

○橋梁耐震化等によるインフラ機能強化

○建設業に関わる人材の育成・確保

○交通結節点の機能強化

○基幹インフラの代替性・冗長性の確保

○気候変動を踏まえた流域治水への転換

4. 施策の重点化

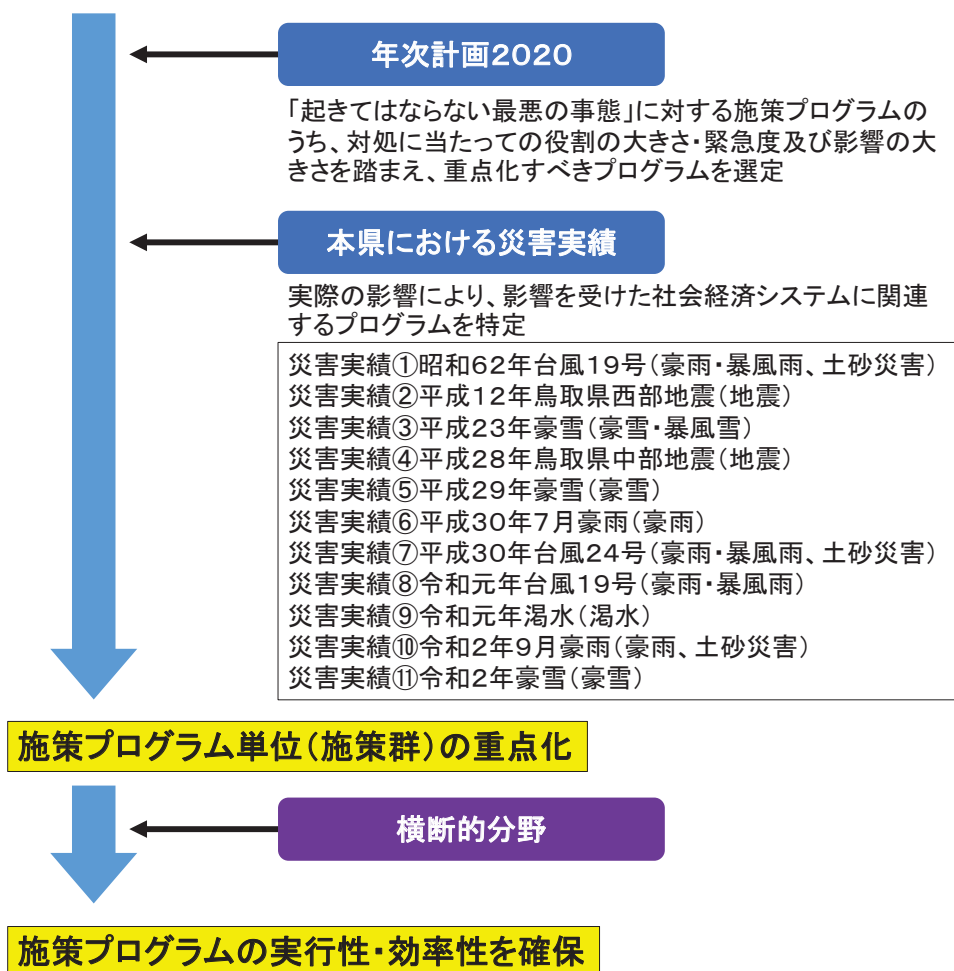
限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

- ・ 31の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化。
 - 重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
 - 緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
 - 波及性（他の政策目的への波及効果）等
- ・ 重点化したプログラムを充実させるため、横断的部分野からの施策を上乗せし、実行性と効率性を確保。

施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための対策プログラム



施策プログラムの重点化

国が示した重点化すべき施策プログラムと、本県において過去に発生した各種自然災害により影響を受けた社会経済システムに関連する施策プログラムを踏まえ、本県における重点化すべき施策プログラムを下表のとおりとする。

施策プログラムは、前述フローにより、社会経済システムに影響が生じた項目を対象として重点化するが、大規模自然災害の発生直後の重要な機能を有する「2-4 医療機能の麻痺」と「3-3 市町村等行政機関の機能不全」も含めることとする。

起きてはならない最悪の事態 課題の抽出

起きてはならない最悪の事態 課題の抽出

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(31項目)	国年次計画2020	S62豪雨暴風雨	S62土砂災害	H12西部地震	H23豪雪	H28鳥取中部地震	H29豪雪	H30豪雨土砂災害	R1豪雨暴風雨	R1濁水	R2豪雨	R2豪雪	プログラム重点化	
I. 人命の保護が最大限図られる	1. 直接死を最大限防ぐ(人命保護)	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地、不特定多数施設含む)	◎			○		●							●	
		1-2 津波による死傷者の発生	◎													●
		1-3 グリ豪雨等による市街地の浸水	◎	○							●			●		●
		1-4 土砂災害等による死傷者の発生	◎		●	●					●			●		●
		1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	◎					●		●						●
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎						○		○					
	2. 救助・救護、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)	◎	○	○	●			○							●
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)			○						○			○	●	●
		2-3 救助・救護活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)	◎	●	●	○	○									●
		2-4 医療機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)		○	○	○										●
		2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎													●
	3. 行政機能の確保	3-1 警察機能の低下(治安の悪化、重大交通事故の多発)			○	○										
		3-2 県庁および県機関の機能不全	◎					○								●
		3-3 市町村等行政機関の機能不全						○	○							●
	II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4. 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止(電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	◎		●	●					●				●
		5. 地域経済活動の維持	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)	◎	●	●	●	○	○	●	○					●
	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5. 地域経済活動の維持	5-2 交通インフラネットワークの機能停止	◎	●	●	●	●			●					●
			5-3 食料等の安定供給の停滞	◎						●	○					
5-4 異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響													○			
6. ライフラインの確保及び早期復旧			6-1 電力供給ネットワーク等機能停止(発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	◎	●	●	○	●	●	●					●	●
IV. 迅速な復旧・復興	6. ライフラインの確保及び早期復旧	6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶、汚水流出対策含む)		○	○	○	○	○							●	
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)		●	●	●	●	●	●	●				●	●	●
		7. 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生						○							
	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地、森林等の荒廃による被害を含む)	◎	●	●	●	●	●		○						●	
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出		○													
8. 迅速な復旧・復興	8. 迅速な復旧・復興	7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響		○		○		○								
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態														
		8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態							○		○					
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○		○								
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態														
8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○														

【凡例】◎：年次計画の重点化プログラムに関連するもの ●：事態が生じた項目 ○：軽微な事態が生じた項目

プログラム重点化は、国年次計画と、本県で発生した過去の各種の自然災害による社会経済システムへの影響に基づいて行ったものである。そのため、その中に含まれる取組については、今後の他地域で発生した災害事象、最新の知見による形態等により、見直ししながら柔軟に対応していくこととする。

なお、重点化する施策に関連した取組や事業については、国の国土強靱化関係予算の「重点化」「要件化」等への対応、および進捗管理を徹底して行うものとする。